

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元

年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月14日

佐賀地方法務局 登記官 大 中 直 子

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)	抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）	登記すべき事項
第3000-2024-0040号	佐賀市鍋島町大字森田字江里分 2200番	墓地	21㎡	東光寺	表題部所有者として登記すべき者がいない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]
第3000-2024-0041号	佐賀市鍋島町大字森田字江里分 2395番	墓地	169㎡	東光寺	表題部所有者として登記すべき者がいない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]
第3000-2024-0042号	佐賀市鍋島町大字森田字江里分 2590番	墓地	17㎡	東光寺	表題部所有者として登記すべき者がいない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]
第3003-2024-0002号	唐津市枝去木字山中 2146番2	畑	46㎡	有尾条兵衛	表題部所有者として登記すべき者がいない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]
第3011-2024-0016号	三養基郡基山町大字小倉字神浦 823番	墓地	238㎡	倉成文作	表題部所有者として登記すべき者がいない [令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月14日

佐賀地方法務局 登記官 大 中 直 子

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
第3000-2024-0060号	多久市南多久町大字長尾 304番1	山林	224㎡
第3000-2024-0061号	多久市南多久町大字長尾 304番2	用悪水路	15㎡
第3003-2024-0004号	唐津市枝去木字山中 2176番4	原野	29㎡
第3003-2024-0009号	唐津市相知町横枕字六反田 915番	山林	1030㎡